



2020年6月25日

各 位

会 社 名 株式会社ケーユーホールディングス  
代表者の 取締役社長 井上 恵博  
役職氏名  
(コード番号 9856 東証第一部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 稲垣 正義  
(TEL 042-796-3133)

## 内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社第48期定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行が承認されました。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、主な改定箇所につきましては、下線で示しております。

### 記

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範を定め、法令遵守精神の涵養と企業倫理の確立を図り、公正で透明な企業風土の構築に努めてまいります。また、コンプライアンス規程に基づき、各職制や研修等を通じ指導教育を実施し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合する体制の整備を行います。

取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するとともに、内部通報制度を設け、コンプライアンス上の問題に係る情報を、全ての役職員から広く収集いたします。

内部監査部は、監査等委員である取締役と連携し、グループ各社の法令等の遵守状況について定期的に監査を行い、その結果を取締役に報告いたします。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会等重要な会議の審議経過や意思決定の記録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書等、取締役の職務執行に係る情報につきましては、法令および社内規程に基づき保存することといたします。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ会社を含む全社的なリスクを把握・評価し適切な対応を行うために、リスク管理規程に基づきリスク管理体制の整備を図ります。またリスク管理の実効性確保のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、監査等委員でない取締役をリスク管理総括責任者に任命し、グループのリスク管理の一元化を図ります。

リスク管理総括責任者は、全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜（緊急の場合は直ちに）社長および必要に応じ取締役会に報告を行うとともに、必要な対策や予防措置を検討するものいたします。また災害を始めとする不測の事態に対しては、緊急事態対策規程に則り迅速かつ適切な対応により損失の極小化を図る体制を整備いたします。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入し、監督と執行の分離による取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図りつつ、業務執行にかかる責任を明確化しております。さらに、職務権限規程を定め、重要性に応じ、取締役会を含めた適切な機関において意思決定を行うものとし、他方、職務分掌規程を定め、業務の執行を適切に分担することといたしております。

業務の運営および進捗状況の管理につきましては、毎年取締役会の決議を経て策定する年度計画（予算）に基づき、各部門に明確な目標を設定し、取締役会がその進捗管理を行い、内部監査の結果とあわせ定期的に業務運営状況を検証します。

### 5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、全体最適の観点から必要な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正性を確保するための体制整備を行います。

当社の常勤監査等委員である取締役は、グループ各社の監査役を兼務しているほか、内部監査部が定期的にグループ各社を監査する等、グループの業務の適正を確保する体制を整備いたします。

また当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための統制の強化と、財務報告に係る内部統制の評価基準に則り、公正妥当な評価を行う体制の整備を図ります。

### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を他部署との兼務で配置しております。当該使

用人の人事考課および人事異動に関しては、監査等委員会の意見を聴取することといたします。また、監査等委員である取締役が職務の執行にあたり当該使用人に対し指示を行った場合は、当該使用人はその指揮命令権に従うものとします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は配置いたしません。

#### **7. 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員である取締役に当該事実を報告いたします。常勤監査等委員である取締役は、グループ各社の監査役を兼務し、各社の取締役会のほか営業会議等の主要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の進捗状況について報告を受ける体制といたします。また監査等委員である取締役は、業務執行に係る重要な文書および稟議書等を閲覧し、必要に応じ監査等委員でない取締役または使用人にその説明を求めることといたします。

内部通報規程により、当社グループの役職員に対し社内規則や法令等に違反する行為を知ったときは、直ちに通報する義務を負わせる一方、通報者に対する保護と報復行為の禁止を定めています。

#### **8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員である取締役は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行います。また内部監査人とも密接な連携を保ち、監査等委員である取締役の監査の実効性を高めることといたします。

また、監査等委員である取締役がその職務執行（監査等委員としての職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務について会社法第399条の2第4項に基づき請求したときは、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないとして証明された場合を除き、速やかに費用等を支払うものとします。

#### **9. 反社会的勢力を排除するための体制**

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範に則り、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨みます。また、コンプライアンス規程において反社会的勢力との対決を謳い、更にコンプライアンスマニュアルで具体的内容を定めることにより、グループ全ての役職員への徹底を図り、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進いたします。

以上